

関税率法等の一部を改正する法律（案）参照条文

通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「通関業務」とは、他人の依頼によつて次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続（関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「通関手続」という。）

（一）輸出（関税法第七十五条に規定する積戻しを含む。）又は輸入の申告

（二）関税法第七条の二第一項の承認の申請

（三）本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告

（四）保税蔵置場（関税法第五十条第二項の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）、保税工場（同法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。以下この号において同じ。）若しくは総合保税地域に外国貨物を置くこと、保税工場において外国貨物を同法第五十六条第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすることの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る同法第六十二条の三第一項の申告

（五）関税法第六十七条の三第一項の承認の申請

関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする不服申立て

通関手続、の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述

ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又はイのの不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十八条第一項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「通関書類」という。）を作成すること。

- 二 「通関業」とは、業として通関業務を行うことをいう。
- 三 「通関業者」とは、次条第一項の許可を受けた者をいう。
- 四 (省略)

(通関業の許可)

- 第三条 通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。
- 2 5 (省略)

(許可の基準)

第五条 税関長は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であること。
- 二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行なおうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- 三 許可申請に係る通関業の開始が、その営まれる地域における通関業務の量及び通関業者の数に照らして、必要かつ適当なものであること。
- 四 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、第十三条第一項の要件を備えることとなつていていること。

(欠格事由)

第六条 税関長は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者であつて復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの
- 四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)(若しくは国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。))の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)(を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの)
- イ 関税法第百八条の四から第百十二条まで(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。))の規定
- ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せ

ず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定

五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

六 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの

七 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの

八 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（許可の消滅）

第十条 通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通関業の許可は、消滅する。

一 通関業を廃止したとき。

二 死亡し、又は法人が解散したとき。

三 破産手続開始の決定を受けたとき。

2 及び 3 （省略）

（許可の取消し）

第十一条 税関長は、通関業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき。

二 第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。

2 （省略）

生系の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）（抄）

（機構による生系の輸入）

第二条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、農林水産大臣の承認を受けて、生系を輸入することができる。

（輸入に係る生系の売戻しの価格）

第十条 前条第一項の規定による機構の売戻しの価格は、一キログラムにつき三千九百十円を第八条の規定による機構の買入

れの価格に加えて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第七条第一項の規定による輸入申告に係る生系の輸入が次条第一項の認定を受けたものであるときは、前項に規定する機構の売戻しの価格は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、当該生系の輸入が生糸の時に悪影響を及ぼさないことを旨として一キログラムにつき三千九百十円を超えない範囲内で農林水産大臣が定める額を同項に規定する機構の買入れの価格に加えて得た額とする。

3 前項の農林水産大臣が定める額は、その適用期間の初日前三日までに、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

第十一条 絹業を営む者又はその団体は、生糸を輸入しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その輸入が絹業の健全な発展を通じて生糸の需要の増進に資する見地から特に必要なものである旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 農林水産大臣は、前項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 その申請に係る生糸の輸入により、国内における生糸の需給が均衡を失し又は失するおそれがないこと。

二 絹業の健全な発展を通じて生糸の需要の増進に資するために前条第一項の規定による機構の売戻しの価格を調整することが必要なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。